

鹿児島県立短期大学における公的研究費の管理運営規程

(目的)

第1条 この規程は、鹿児島県立短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関し必要な事項を定めて、公的研究費の適正な管理運営の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、競争的資金等（文部科学省及び他府省並びにそれらが所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金）をいう。

2 この規程において「構成員」とは、公的研究費の管理運営に関わる研究員及び事務職員をいう。

(管理体制)

第3条 本学の公的研究費の適正な管理運営を行うため、最高責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

2 最高責任者は学長とし、次に掲げる責務を負うものとする。

(1) 本学全体を統括し、公的研究費の管理運営について最終責任を負う。

(2) 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の管理運営が行えるよう適切にリーダーシップを発揮する。

3 統括管理責任者は事務局長とし、次に掲げる責務を負うものとする。

(1) 公的研究費の管理運営について統括する実質的な責任と権限を持つ。

(2) 不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高責任者に報告する。

4 コンプライアンス推進責任者は事務局次長とし、次に掲げる責務を負うものとする。

(1) 公的研究費の管理運営について実質的な責任と権限を持つ。

(2) コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の業務を行う。

(ア) 公的研究費の管理運営について本学における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(イ) 不正防止を図るため、本学内の構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(ウ) 構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(管理運営に関するルールの明確化)

第4条 本学における公的研究費の経理事務処理は、鹿児島県予算規則（以下「予算規則」という。）、鹿児島県会計規則（以下「会計規則」という。）、鹿児島県会計規則施行指針（以下「会計規則施行指針」という。）等による。

- 2 構成員は、公的研究費に関するルールや、本学の規則等を遵守する旨の誓約書を学長へ提出することとする。
- 3 構成員に対する行動規範を策定する。

(相談・通報窓口)

第5条 公的研究費の管理運営に関する本学内外からの相談窓口及び公的研究費の使用に関する本学内外からの通報窓口は、事務局総務課に置く。

- 2 本学内外からの通報を受理した場合は、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。

(不正防止計画の策定と実施)

第6条 不正防止を推進するため、事務局総務課に不正防止計画推進部署を置く。

- 2 不正防止計画推進部署は、不正を発生させる要因について、本学全体の状況を体系的に整理し、評価する。
- 3 不正防止計画推進部署は、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定し、実施状況を確認する。

(適正な管理運営)

第7条 公的研究費の予算の管理等は、予算規則、会計規則、会計規則施行指針等により事務局総務課が行う。

- 2 購入物品等の発注・検収事務、研究者の旅費管理等及び実験補助等における勤務実態の把握については、予算規則、会計規則、会計規則施行指針等に基づき適正な管理運営を行う。
- 3 学長が必要と判断した場合は、業者に対して、不正に関与しない事項を盛り込んだ誓約書の提出を求めることとする。
- 4 不正な取引に関与した業者は、物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱により処分を行う。

(情報発信・共有化の推進)

第8条 本学は、公的研究費の不正防止への取り組みに関する本学の方針をホームページ等により外部に公表する。

(モニタリング及び監査制度)

第9条 本学は、公的研究費の適正な管理運営のため、本学全体の視点からモニタリング及び監査体制を整備する。

- 2 監査は、会計規則等に基づき実施する。
- 3 本学は、配分機関からの調査要求があった場合は、速やかに協力するものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

鹿児島県立短期大学公的研究費に係る不正防止計画

「鹿児島県立短期大学における公的研究費の管理運営規程」に基づき、以下のとおり不正防止計画を定める。

1 責任体系の明確化

不正発生要因	具体的防止計画
・時間の経過等により、学内での認識が低下する。	・責任体系や関連規程について、継続的に本学内の構成員に周知、説明するとともに、学内ネットワークにおいて公開する。

2 適正な管理運営の基盤となる環境整備

不正発生要因	具体的防止計画
・研究費の使用規程とその運用が乖離する。	<ul style="list-style-type: none"> ・本学における研究費の使用規程である鹿児島県会計規則等を周知し、適正な運営を図る。 ・科研費を活用する研究員を対象に、使用規程についての説明会を実施する。 ・構成員を対象としたアンケート調査やヒアリング等を行い、規程の運用実態の把握に努める。 ・使用規程とその運用に乖離がある場合は、その原因を分析し、適切な指導を行う。
・コンプライアンスに対する関係者の意識が不十分。	・構成員に対して、コンプライアンス教育を行い、意識の向上を図る。

3 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	具体的防止計画
・業者との癒着、架空発注やプール金等の発生	・鹿児島県会計規則等により、購入した全ての物品について、事務局総務課職員による検収を行う。
・予算執行状況が適切に把握できず、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	・予算執行状況を四半期ごとに取りまとめ、研究者に周知することで、計画的な予算執行を促す。
・旅行の事実確認が徹底されていない。	・出張における旅行の事実を確認するため、航空券領収書、復命書の提出を徹底するとともに、復命書を記載する際は、打合せ等の相手方や用務内容等を明示する。
・謝金の支払いについての事実確認が徹底されていない。	・学生等に対する謝金の支払いにあつては、出勤簿に勤務時間を記入したうえで、学生等本人に押印させ、本人口座に振り込むものとする。また、必要に応じ、学生等に対し実態のヒアリングを行う。

4 情報発信・共有化の推進

不正発生要因	具体的防止計画
<ul style="list-style-type: none"> 不正行為の通報窓口がわかりにくいいため、不正が潜在化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等により、不正行為の通報窓口に係る電話番号、メールアドレス、郵送先等を、学内外に広く周知する。
<ul style="list-style-type: none"> 誤った解釈で経費が執行される恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務局に設置した相談窓口において構成員から相談や質問を受け付ける。受け付けた質問等は、周知する。

5 モニタリングの在り方

不正発生要因	具体的防止計画
<ul style="list-style-type: none"> 不正が潜在化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 公的研究費について、年1回、執行状況やルールの現状との乖離等を把握するための調査を実施する。 公的研究費について、実績(状況)報告後速やかに、内部監査を実施する。
<ul style="list-style-type: none"> 不正防止計画自体の見直しが行われない。 	<ul style="list-style-type: none"> 年1回、この計画の取組み状況について、社会状況や外的要因等の変化を踏まえ、不正を発生させる要因の洗い出しと対応策を点検し、その結果を最高責任者に報告する。 最高責任者は、上記点検結果を踏まえ、必要に応じて計画を見直す。

鹿児島県立短期大学における公的研究費に係る行動規範

[平成27年3月6日教授会決定]

鹿児島県立短期大学（以下「本学」という。）は、公的研究費の適正な管理運営を目的としてここに行動規範を定める。

本学の構成員（鹿児島県立短期大学における公的研究費の管理運営規程第2条第2項に規程する「構成員」という。以下同じ。）は、以下の行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めなければならない。

- 1 構成員は、公的研究費は本学が管理する公的資金であることを認識し、公正に使用しなければならない。
- 2 構成員は、公的研究費の使用に際して、関係法令や本学が定める規則等を遵守しなければならない。
- 3 構成員は、相互に連携し、公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 4 構成員は、公的研究費の取扱いに関する研修会に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
- 5 構成員は、公的研究費の使用に当たり、特定の取引業者との関係において、社会の疑惑や不信を招くことがないように行動しなければならない。
- 6 公的研究費の配分を受ける研究者は、研究計画に基づき、公的研究費を遅滞なく、かつ適正に執行しなければならない。
- 7 公的研究費を担当する事務職員は、研究者の研究活動の特性を理解し、公的研究費の事務処理を適正に行わなければならない。

誓 約 書

年 月 日

鹿児島県立短期大学長 殿

所属 _____

氏名 _____

私は、公的研究費の執行等について、下記の事項について誓約いたします。

記

- 1 公的研究費の使用に関するルールや本学の規則等の理解に努めこれらを遵守します。
- 2 不正使用とは、事実の隠蔽や虚偽の申立を伴う公的研究費の目的外使用であることを理解しており、このような不正使用は行いません。
- 3 規則に違反して、不正使用を行った場合は、本学や配分機関の処分（懲戒処分、研究費の返還等）及び法的な責任を受けることを承知しています。

誓 約 書

年 月 日

鹿児島県立短期大学長 殿

社名
代表者名

当社（当法人）は、鹿児島県立短期大学との取引に当たり、下記事項を守り、不正、不適切な契約を行わないことを誓約します。

記

- 1 鹿児島県会計規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- 2 監査その他調査等において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること。
- 3 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- 4 本学研究員及び事務職員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。